

佐伯市戦後五十年史(三)

一敗戦後の諸改革

矢野彌生

(会員 佐伯市中山区)

〈前号〉

二 敗戦の社会的混乱

〔一〕米軍の進駐 〔二〕苦しい市民生活

〔三〕敗戦後の人口急増

三 農地改革

（一）第一次農地改革

小作料の〈経済の民主化〉　敗戦後、わが国はG H Q
金納化（連合軍総司令部）の指令で、あらゆる面で民
主化を進めなければならなかった。このなかで、財閥解
体・農地改革・労使関係が主要な改革の柱であった。

実施された改革の多くは、G H Qの指令によって始め
られた。しかし、農地改革だけは政府の自主的判断で手
こえる小作地を強制的に解放し、五年以内に約

がつけられた。

わが国の農村は、長い間寄生地主制のもとにおかれ、
農民は高額の小作料に苦しみ、精神的にも圧迫されてき
た。昭和二十年（一九四五）のG H Q声明は、この封建的
土地所有関係が軍国主義の基盤であつたとして、農地改
革がさけられないことを暗示していた。

また、ひつ迫する食糧問題を解決するためには、土地
制度を改革し、農民の生産意欲を高めることが先決で、
政府部内にも自作農創設を支持する意見が強かつた。さ
らに、当時進歩党指導者の一人であつた松村謙三が、
「うつかりやらずにおけば農村の方で騒ぎ出して、もつ
とひどいものになるだろう」（昭和経済史への証言）
と、証言しているように農地改革は歴史の流れであり、
放置すれば農村に暴動の起ころおそれもあつた。^{〔12〕}

〈第一次農地改革の経過〉　第一次農地改革の経過を概
観すると、次のとおりである。

一、昭和二十年十一月、農地調整法改正案を帝国議会
に提出。同法の骨子は、

①不在村地主の全小作地と、在村地主の五町歩を
こえる小作地を強制的に解放し、五年以内に約

百万町歩の小作地を解放する。

②小作料の低額金納化と耕作権の強化。

二、昭和二十年十二月九日、GHQは農地改革に関する指令(「農地解放令」)。

三、昭和二十年十二月十八日、農地調整法改正案を議

会で可決。

四、昭和二十一年二月「農地調整法」を改正して、第

一次農地改革が始められた。

議会で可決された法案は地主に有利になるように修正されたもので、きわめて不十分なものであった。

このころ、小作地解放の動きに対応して、地主の小作地取り上げやヤミ売りが全国的に広がり、大分県内でも昭和二十年十一月から二十二年四月までの間に、小作地の八割に当たる二七〇〇町歩が自作地となつてゐる。⁽¹³⁾ 〈連合国の大日本農業政策と農地改革〉 政府が改革案の作成に手間どつてゐる間に、連合国の大日本農業政策(GHQの諮問機関)で農地改革がとりあげられた。

小作地の全面解放を主張するソ連と、これに反対するアメリカとが鋭く対立したが、結局イギリスの妥協案が政府に勧告された。政府は昭和二十一年九月に、「自作

（小作地の金納化にとどまる） 政府の農地改革案は、GHQから解放令の趣旨に沿うものとは認められず、結局、第一次農地改正案は失敗に終わり、唯一小作料の金納化だけが実行されただけで、不徹底な改革に終わった。農地改革が実施されることになった（【大分の歴史】 第9巻）。

（二）第二次農地改革

自作農創設（全国的な動向・改革の成果） 一次改革

の改革の反省に立つて、当事者間の話し合い譲渡方式をあらため、国家による買上げ、売渡し方式をとり、不在地主の全貸付地と、一町歩（北海道は四町歩）以上の在村地主貸付地を対象とする強制買上げが実施された。

この結果、全国的にみると、約二六〇万町歩に達する全国小作地のうち、約二〇〇万町歩が解放されて、耕作者のものとなり、また、残存小作地の小作料は金納（田二十五歩以内・畠十五歩以内）と大幅に緩和されて、寄生地主制は壊滅的打撃を受け、自作農創設の改革意図は

ほぼ実現した

〔新講日本史〕。

いま、第3

図・第4図で、

全国と大分県の

農地改革の成果

をみると、全国

の自作農家率は

戦前の三十一

から、改革後の

昭和二十五年に

は六十二

が分かる。

大分県は二十

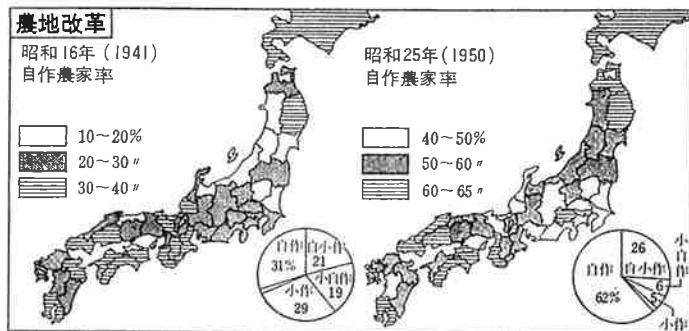
一年に三十八

であつた小作地

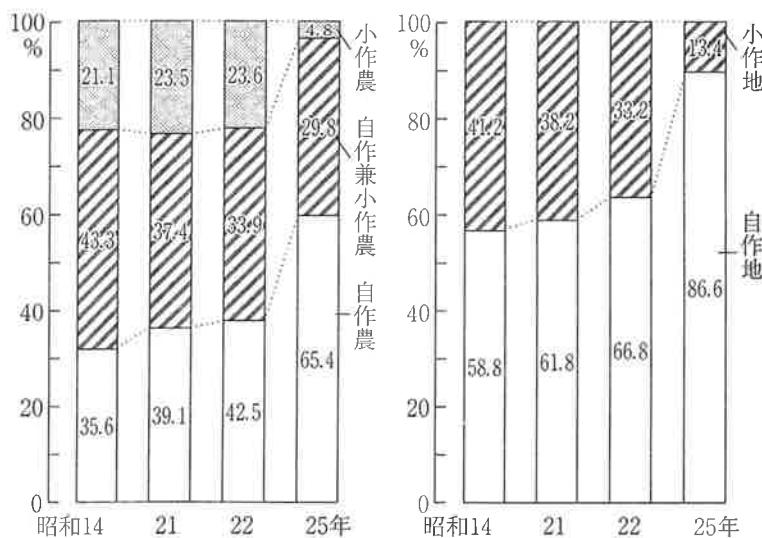
は、二十五年に

は十三

し、小作地の約



第3図 全国の自作農家率の推移
(『地図対照・日本史年表』・三省堂による)



第4図 大分県の自・小作別農家数および自・小作別耕地面積の推移
(『大分県統計書』による)

七十五ヶ所が解放されている。また、小作農家も、二十三、六ヶ所から四、八ヶ所へと大幅に減り、農家の六十五・四ヶ所が自作農となり、農地改革の著しい成果をみることができる。

〈農地委員会の成立と農地の買収〉 佐伯市における第二次農地改革の概要を述べよう。昭和二十一年十一月、市町村農地委員会の委員の公選が行われた。この委員は自治体又は地域毎に小作農五名・自作農二名・地主三名の計十名を、それぞれ選出することが定められ、小作農

の発言力が増大された。

佐伯市においては、旧市内（塩屋大入島・堅田・鶴岡・八幡西上浦）四地区及び昭和三十年（一九五五）合併した旧木立村・下堅田村・青山村に委員会が成立し、小作農委員三十八名・自作農委員十五名・地主委員二十四名が当選した。

この時、鶴岡地区は会長互選に当つてその選任が困難であったので、知事が中立委員一名を選任している。そのため、委員総数は七十八名になった（『佐伯市史』・第8表参照）。

農地委員会の成立によつて、いよいよ農地買収計画が進められる段階となつた。政府が買収する農地は、次のような内容をもつたものである。



農地委員の選挙
(『大分合同新聞』昭和21年12月26日版による)

第8表 農地委員会		地区	会長名	地区	会長名
塩屋・大入島	堅田・久吉	上堅田	木立	清杉六治郎	
八幡・西上浦	保田・高野	天野教一	下堅田	正田定一	
	林平	青山	染矢類太郎		

(『佐伯市史』による)

(1)不在地主の所有する小作地全部

(2)在村地主の所有する小作地平均七反(佐伯市・南海部郡は五反)。

(3)在村地主の所有する七反(佐伯市五反)の小作地と、其の者が所有する自作地の合計面積が平均一町三反を超える場合の小作地(佐伯市・南海部郡は一町八反)。

県・市町村農地委員会の認定で買収できる農地は、買収計画を定める時の現状によって、

(1)耕地業務の適正でない三町歩を超える自作地。

(2)仮装自作地。

(3)耕作業務の適正でない、法人団体の自作地。

(4)法人団体の所有する小作地。

(5)不耕作地。

(6)買収を申し出た農地。

右のような農地を対象として、昭和二十一年三月三十日に第一回の買収を行い、以後計画にしたがつて買収した。

この買収については、地主は農地の価格の低いことや、小作料の統制などを不満として、不法取り上げを行い、

自作地化を図り、買収を免れようとする事態もおこった

(【佐伯市史】)。

「トラブル」 大分県下では、農地改革にまつわるトラブルも多かった。昭和二十一年から二十六年までの争議は一二〇一件、その六十四件が地主による小作料引き上げが原因であり、その半数近くが、二十四年におこっている。

また、市町村農地委員会が受理した異議申立て件数は二十六年までは五八五一件、このうち八一三件は決定を不服として訴願している。こうした事態を受けて、県内で農地委員三十八人がリコールされ、六町村では一部執行、宇佐郡竜王村(安心院町)では二十三年七月総辞職するなど、主として地主側からのトラブルが相ついだ。^{〔14〕}

佐伯市では、昭和二十一年から二十三年にかけて、地主による小作地の引き上げが九件、その他九件と十八件の小作争議がおこっている。^{〔15〕}

なお、認定買収における認定事項・自作農創設特別措置法第五条によつて、買収から除外する処理などをめぐる問題などもあり、その解決は困難さをきわめながら、買収は予定どおり進行した(【佐伯市史】)。

第9表 佐伯市の農地買収売渡実績

農地委員会名	面積	地主数	対価	買	
				面積	売渡戸数
大塩入島地区	三九町	一三七戸	二三七、一一一円	三八町	二三〇、七五二円
上堅田地区	三九	一三五	二三八、二六一	三九	二三八、二六一
鶴岡地区	九六	二四三	七二九、〇八七	九六	七二九、〇八七
西八幡地区	三三	一九五	一九五、八七二	六一	一九五、八六〇
旧上堅田村地区	六七	一九三	五〇七、二三二	六六	四九六、三二七
旧青山村地区	二二	一〇四	一一五、五六四	三二	一一五、五五〇
旧木立村地区	二八	一〇四	一二四、二六七	二一	一二四、二六七
計	三三一	一、一九九	二、二二七、三八三	四四一	二、二二三五
				一	一

〈農地の売渡〉 政府は、自作農創設のために、

(1) 前記のとおり買収した農地。

(2) 財産税として物納された農地、その他政府の所有する農地。

を、つぎの要件を具備した者に売渡した(第9表参照)。

(1) 買収の時に、耕作している小作農。

(2) 自作農として、農業に精進する見込のある者(『佐伯市史』)。

〈佐伯市における農地改革の実績〉 佐伯市における農地改革で改革前後の自小作面積の変化をみると、第10表のとおりである。すなわち、小作地の比率が改革前の二十四・三パから八・九パ(全県は約一〇パ)に減少し、地主制の廃止と自作農の創設が着実に進んだことを物語っている。

また、小作農家の戸数でみると、農地改革前には、佐伯市には五四四戸の純小作農家があつたが、改革後の昭

(『大分県農地改革史』による)

第10表 佐伯市の自小作面積の変化

農地委員会名	改革前(昭和二〇、一一三当時)		合計	改革後(昭和二五、八、一現在)	
	自作地	小作地		自作地	小作地
大塩入島地区	一九一町	一九五	一九一	二三〇町	二二七
上堅田地区	一七三	六九	一七三	二六四	二六五
鶴岡地区	一九五	一一五	一九五	二八八	二八八
西八幡地区	一五五	七一	一五五	二七六	二七六
旧下堅田村地区	一五六	八〇	一五六	三三五	一八七
旧青山村地区	一六〇	二七	一六〇	二七六	一七六
旧木立村地区	一三六	四〇	一三六	一九三六	一九三六
計	一、四六五	四七一	一、九三六	一、七四九	一七八
	一、九四〇				

(『大分県農地改革史』による)

和二十五年には一六三戸(昭和二十五年二月一日の農業センサス)と減少している。これは改革によつて小作地を取得して自作農地としたためである。
 〈農地改革前後の自作地割合と解放率の地域差〉 大分県下における農地改革の地域差について、第11表をもとに考えてみたい。

地域別にみると、県北の西国東・直入・玖珠・宇佐郡など、水田に恵まれた地域では、自作地の解放率が高い

ことから、町村別では、四日市町(宇佐市)九十一・九五、封戸村(宇佐市)八十七・二一、河内村(豊後高田)八十九・六五、高田町(豊後高田市)八十九・二一、大神村(日出町)九十一・四五など解放率が高い。これらの地域は、いずれも自作率が高かつたため、解放が進み、小作地が激減している。

一方、三重町・南大分地区などでは、自作地の残存割合が高く、解放率も六〇%台にとどまっていることが分

ることが分かる。町村別では、四日市町(宇佐市)九十一・九五、封戸村(宇佐市)八十七・二一、河内村(豊後高田)八十九・六五、高田町(豊後高田市)八十九・二一、大神村(日出町)九十一・四五など解放率が高い。これらの地域は、いずれも自作率が高かつたため、解放が進み、小作地が激減している。

第11表 農地改革前後の小作地割合
(単位: %)

地方事務所	昭和20年	昭和25年	解放率	
大分県	39.4	10.0	74.5	
西国東	47.1	8.4	92.0	
	62.6	6.7	89.2	
	78.0	8.1	89.6	
東国東	32.9	10.6	67.6	
速見	42.7	11.2	72.2	
	67.7	5.4	91.4	
	79.8	17.3	78.5	
大分	45.1	12.9	72.2	
	74.4	27.3	66.0	
	78.9	17.5	77.2	
北海部	25.6	9.6	62.8	
南海部	24.6	9.2	62.5	
大野	31.9	10.0	68.5	
	67.5	25.1	63.0	
	直入	39.3	6.3	84.1
玖珠	40.9	8.7	79.9	
日田	41.3	9.1	78.1	
下毛	42.5	10.2	76.2	
宇佐	49.9	10.7	79.7	
	四日市町	69.8	6.2	91.9
	封戸村	69.0	8.8	87.2

(『大分県農地改革史』による)

修正を目標に動き出したが、県知事の勧告で解散させられた(「農地改革余話」)を参照して下さい)。

かる。

このように、農地改革は必ずしも県下一樣ではない。地域差が生じたのは、各地で小作関係が異なり、地主の改革に対する対処の仕方に相違があつたからである。加えてこの改革が短期間に実施されたため、改革をめぐつてさまざま問題がおこっている。

昭和二十二年一月、改革に反対する地主有力者と保守政党幹部は、農地協議会を結成して、農地調整法などの

卷)。

地主の妨害などもあつたが、改革はすすみ、二十三年二月中には予定の一〇五%に達した。農業史上画期的なこの改革は、二十六年までにほとんど終了した。農村は民主化されたが、農業経済の面ではかならずしも近代化につながらず、後に問題が残された(『大分の歴史』第9

農地改革 〈大分県の地主協議会の結成〉 県下の地主
余 話 を集めた県農地協議会の結成式が、昭和二十二年の一月二十六日、大分市の大道国民学校講堂で開かれた。事務局長で速見郡の地主代表・阿部登が「農地改革法は天下の悪法である。地主は反対に立ち上がるときだ」と激しい口調でいいさつ、座長に植木善雄を選んで、議事に入ろうとした。

待ち構えたように、会場から「座長」の声。その男は立ち上がり、「阿部さんのおいさつは、日本の民主化にブレーキをかける発言だ。こういうおいさつではじまる本大会は、ファッショニズム的なものだ」とつめよった。会場は意表をつかれ、しばらくは男の発言に沈黙したが、「お前はだれだ」「退場しろ」のヤジが猛然とわいた。男はその中で「座長、あなたは農地改革に反対なのか」と切り込んだ。

植木は、アメリカが日本政府を通じて断行している農地改革に、決して反対していない。だが、実際に実行される農地解放は、地主の生活権をおびやかそうとしている。県下の地主が所有できる田畠は、宇佐・大野・直入各郡と中津市で七反(地主が自作する場合が二町四反)、速

見・大分・玖珠・下毛の各郡は六反(地主が自作する場合は二町一反)、そのほかの郡市は五反(地主が自作する場合一町八反)だけ。それに、二十一年三月に施行される農地調整法と自作農創設特別措置法は、二十年十一月にさかのぼって適用される。

戦争で疎開したり、出征や徴用で土地を離れた地主は、不在地主として土地を買い上げられる。しかも、買い上げ価格は十六年、政府が自作農を奨励した際に定めた価格。一反七百円一八百円とべら棒に安い。インフレ時代の二十二年だから、一反一万一千円が妥当。農地解放は、地主に無情このうえもない。植木が地主協議会をつくったのも、地主の立場を県や政府にわかつてもらうためだつたし、その男の質問にも、この考え方を縷々説明した。

「わかった」男は腰をおろしかけた。「待て」会場から声がかかった。「お前は共産党だろう。偽名を使つて

いる」騒然となつた。宇都宮則綱と植木稔が、男の手を両方からむずとつかんだ。地主たちがぐるりと取りまく。西田一夫と偽名した男は、日本農民組合県連合会書記長・橋本正徳だった。

もぐり込んだのだ。地主たちはいまにもつかみかかるうとする。みんなにつつかれながら、橋本は演壇に引きずり出された。「ここにすわれ、大会がすむまで外には出さん」植木に肩を押しつけられ、橋本はしぶしぶ演壇にすわった。この大会で、地主所有地に対する地主耕作権、所有権の選択権、分家の耕作権をそれぞれ認めよ、農地買収価格の修正、地主の転業資金支給などを決め、地主の気勢は大いにあがつた。

〔県地主協議会の強制解散〕 数日後、植木は大分検事局から出頭命令を受けた。橋本が暴行傷害と不法監禁で告訴したのだ。告訴は演壇で暴行をうけ、四十分も壇上にすわらされ、左腕に三日間の傷をうけ、シャツは破れ、ネクタイはとんでしまったというもの。「そんなバカな。私はもみくちやになる橋本さんを救つた」植木も負けておらず、検事にくつてかかった。告訴は不起訴となつた。ある日植木は、知事の細田によばれた。知事室に行くと、大分米軍政部の司令官と副官が、じろりと植木をちらんだ。「地主の運動をやめろ」告訴事件が米軍を刺激したようだ。

「米軍は日本にデモクラシーをひろめている。それな

ら、地主にも自由な意見をいわせててもよいはず」植木はそういうと、細田に同意をもとめた。細田はちょっとと返答につまつたが「米軍の命令です。やめて下さい」と弱りはてたようです。「これ以上やれば、占領軍の政策違反でひっぱる」副官がとどめを刺す。気のすすまぬままに、地主協議会の解散届をその場で書いた。

植木は五年の雌伏をしいられた。二十七年、やっと全国農地犠牲者連盟を組織、これは全国農地解放者同盟に発展して、地主補償に大きな力となつた〔激動二十年〕。

(以下次号)

【注】

(12) 『大分の歴史』 第9巻 (大分合同新聞社 昭和五十四年)

(13) 『大分県史』 現代編I (大分県 平成二年)

(14)(15) に同じ

(15) 『大分県農地改革史』 (大分県農地改革史編さん委員会 昭和二十七年)